

山形県警察職員家族救慰金授与要綱（例規通達）

昭和52年8月16日
警発第 454号

（要綱制定の趣旨）

第1 この要綱は、警察職務の執行に基因する等で、警察職員（以下「職員」という。）の家族が、他人から危害を加えられ、そのために死亡又は負傷した場合に当該職員に対して家族救慰金（以下「救慰金」という。）を授与し、職員の救済慰労と士気の高揚に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（救慰金の授与）

第2 救慰金は、警察本部長（以下「本部長」という。）が当該職員に授与する。

（救慰金の種類及び額）

第3 救慰金の種類は、死亡救慰金、障害救慰金及び傷病救慰金とし、額は別表のとおりとする。

（授与の要件）

第4 救慰金は、次に掲げる場合に授与するものとする。

(1) 職員の家族に対する加害行為が、次のいずれかの理由による場合

- ア 職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合
- イ 職員の正当な職務執行を妨害又はけん制する場合
- ウ その他本部長が認めた場合

(2) 被害の程度が、次のいずれかに該当する場合

- ア 死亡した場合
- イ 身体障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる身体障害）が残った場合
- ウ 負傷及び疾病により療養を必要とする場合

(3) 家族の範囲

- ア 配偶者（届出しないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）
- イ 子
- ウ 父母（養父母を含む）
- エ その他主として職員の収入によつて生計を維持していた者で本部長が特に認めた者

（適用除外）

第5 職員の職務執行に違法若しくは著しい不当行為が認められるとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと本部長が認めたときは救慰金は授与しない。

（申請の手続）

第6 所属長は、救慰金の授与を必要と認める事案が発生した場合は、家族救慰金授与申請書（別記様式第1号）に疎明資料を添えて本部長に申請するものとする。

（救慰金授与の方法）

第7 本部長は、救慰金の授与を決定したときは、家族救慰金授与通知書（別記様式第2号）を所属長を経由して当該職員に交付するとともに、救慰金を授与するものとする。
（授与事務）

第8 救慰金の授与に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。

別表（第3関係）

区分 理 救慰金の種類	授与の要件		授与額
	由	障害、傷病の程度	
死亡救慰金	死亡したとき		2,000,000円
障害救慰金	身体障害が残つたとき	（障害の程度）	
		第1級	2,000,000 "
		第2級	1,870,000 "
		第3級	1,670,000 "
		第4級	1,530,000 "
		第5級	1,330,000 "
		第6級	1,130,000 "
		第7級	1,000,000 "
		第8級	870,000 "
		第9級	360,000 "
		第10級	270,000 "
		第11級	230,000 "
		第12級	170,000 "
		第13級	130,000 "
第14級	110,000 "		
傷病救慰金	負傷又は疾病により療養をしたとき	（治療の期間）	
		180日以上	100,000 "
		120日以上180日未満	80,000 "
		60日以上120日未満	60,000 "
		30日以上60日未満	40,000 "
		10日以上30日未満	30,000 "
備考			
(1) 障害の程度は、地方公務員災害補償法施行規則別表第3の障害等級の例による。			
(2) 治療の期間とは、事案の発生から医師の治癒証明の日までとする。			